

会津若松市住宅用太陽光発電システム設置補助金 申請にあたっての「Q & A」

(Q) いつ申請するのか？

A：太陽光発電システムを設置した後に、電力会社と電力受給契約を締結し、受給を開始した後に申請することになります。

(Q) 補助金はいつもらえるのか？

A：補助金申請後、1か月くらいの間で、実際に太陽光パネルが設置されている状況を確認するため、現地調査にお伺いします（現地調査時に不在でも可。不在の場合、外から写真を撮影してきます）。
その後、市から補助金の決定通知書と補助金の請求書を発送しますので、請求書に押印してご返送ください。請求書のご返送をいただいてから、手続を行った後、補助金をご指定の口座に振込いたします。
したがって、補助金の振込は、申請から約2～3か月後くらいとなります。

(Q) 申請は早い者勝ちか？

A：申請は、書類がすべて揃った方から先着順で受け付けており、予算額に達し次第、受付を終了します。
書類に不備がある場合、受付はせず、再提出をお願いしています。
なお、書類受付後、市税の滞納が判明した場合、書類を返送し、納税後の再提出をお願いしています。

(Q) 「印」はシャチハタでも良いか？

A：シャチハタは不可ですが、認印で構いません。
なお、全ての書類は同一の印鑑で押印してください。

(Q) 申請は郵送でも良いか？

A：郵送での受付はいたしません。
先着順を正しく判断するため、持参でのみ受付します。
申請者本人が持参できない場合は、ご家族や設置業者の方が提出されても構いません。

(Q) 建物の所有者が単身赴任中だが、補助金は申請できるか？

A：申請できます。
ただし、次の方法で申請願います。
①補助金の申請者は、会津若松市に住民票がある方が申請者となる。
②「申請者」と「建物の所有者」が異なるので、建物所有者の承諾書を提出する。

(例) 夫が単身赴任中で、妻は会津若松市在住の場合
⇒ 申請者は妻となります。夫に建物所有者の承諾書をご記入いただきます。

(Q) アパートに太陽光発電システムをつけたいが、補助対象となるか？

A：申請者がアパートを住居としており、申請者の部屋にのみ電気を送る場合は申請できます。
ただし、アパートの通路などの共用部分の電気として使用する場合は申請できません。

(Q) 工場などの屋根に太陽光発電システムをつけたいが、補助対象となるか？

A：工場のみ、店舗のみの屋根に設置する場合は対象外となります。
ただし、工場兼住宅、店舗兼住宅など、自らの住居として使用している場合は対象となります。

(Q) 工事着工年月日や工事完了年月日が昨年でも問題ないか？

A：工事の着工年月日や完了年月日が昨年度でも構いません。
ただし、電力受給契約日は、申請する年度の4月1日以降である必要があります。

(Q) 既に太陽光発電システムを持っていて、今回、増設するが補助対象となるか？

A：要件が2つあります。
①既設+増設の公称最大出力の合計が10kW未満であること。
②過去に補助金の交付を受けている場合、過去に補助対象となった公称最大出力の合計が4kW未満であること。
過去に補助金の交付を受けている場合、増設の補助対象出力は、上限4kWから過去に補助対象となった出力を差し引いたものとなります。

(例) 平成22年度に2.85kW分の補助金を受け、今年度5.10kW増設した場合
⇒ $4.00\text{kW} - 2.85\text{kW}$ (平成22年度分) = 1.15kW が今年度の補助対象
このため、補助金額は11,500円となります。

(例) 平成24年度に4.50kWの設備を設置し、満額の補助金を受け、今年度4.50kW増設した場合
⇒ 平成24年度に上限4kW分の補助金の交付を受けているため、増設分は補助対象になりません。

(例) 平成19年度に補助金なしに4.5kWの太陽光発電システムを設置し、今年度6.0kW増設した場合
⇒ 既設+増設の公称最大出力が10kWを超えるため、増設分は補助対象になりません。

(注意点)

- ・補助対象となるのは、申請年度中に電力受給契約（または電力受給契約の変更）を行ったもののみです。
- ・既設分に対して補助金の交付を受けていなくても、既設+増設の公称最大出力の合計が10kWを超える場合は補助対象にはなりません。

(Q) 納税証明書の提出が必要か？

A：納税状況を環境生活課で調査しますので、納税証明書の提出は不要です。申請者が納税証明書を持参した場合でも、環境生活課が税務課に依頼して納税状況を調査します。よって、納税状況等の調査の承諾書が添付されていなければ受付できません。

(Q) 補助金が予算額に達したかどうかは、何を見ると分かるか？

A：市のホームページで、終了のお知らせをいたします。その他、電話、来庁等で問い合わせがあった場合は、直接お答えいたします。市政だよりでのお知らせの予定はありません。

(Q) 補助金が予算額に達した場合、どのような対応になるのか？

A：予算額に到達した時点で、受付を終了します。このため、同時に複数の申請があり、その時点で予算額に到達する場合に備えて、厳密に受付順を管理します。なお、最後の受付となった方は、補助金が満額交付されない場合があります。